



ロードアシスタンス代車等諸費用特約

(注1)

**事故や故障の際、
こんなお困りごとは
あいませんか？**



(注1)本特約はオプションです。
付帯率が低く、事故や故障が起
こり、困られるケースが多い特約
です。

- 車両共済では**代車費用が出ない**...。
- 車を修理に出している間の**代車費用が高い**...。
- 通勤・送迎に車が必要なのに**修理工場に代車が無い**。
- 移動手段がなくて**仕事に支障がでてしまった**。
- 修理に時間がかかり**代車費用の方が高くついた**。など

**ロードアシスタンス代車等諸費用特約なら
そんな不安をしっかりサポートできます！！**



1 代車費用を補償！

修理期間中に必要となる
レンタカー・代車料金を
補償します



2 代替交通手段の費用も タクシーや公共交通機関の**カバー！**

費用も補償します (注2)

(注2)事前にお申し出を頂いた場合、
代替の交通手段として補償します。
代車利用日数、日額に準じます。



3 長期修理でも 安心の補償枠！

修理に日数がかかった場合でも
定められた範囲でしっかり
補償します



4 自己負担をぐっと軽減！

「事故後の出費が一度に増える」
問題を解決できます

例) 4,950円(税込)×30日=148,500円

(注3)

(注3)レンタカー(小型普通乗用車)を30日間借りた場合



ロードアシスタンス代車等諸費用特約の特長

1 補償の対象となる費用

代車(レンタカー)費用



2 補償額の目安

日額5,000円～15,000円限度
30日または15日限度

代替交通費用
(タクシー・バスなど)



代車(レンタカー)費用に準じ
て同補償内で実費

宿泊費用



1名につき1万円限度
(実費 1泊まで)

移動費用



1名につき2万円限度
(実費 タクシーは1台分)

引取費用



15万円限度
(実費 往路1名分の交通費)

3 よくあるご質問

Q. 代車はどのクラスでも選べますか？

A. 日額限度額以内であれば車種は
問いません

Q. 代車は自分で手配しても良い？

A. 限度額・日数以内であれば対
象となります

Q. 通勤でタクシー利用もOK？

A. 限度額・日数以内であれば対
象となります(領収書等必要となります)

4 共済掛金

例) 日額5,000円限度
30日限度の場合



共済掛金 5,500円

※代車日額は5,000円を基準に、1,000円単位で
設定可能で日額最大15,000円です。

※共済掛金はお見積りしますので、お気軽にお問い合わせください。

取扱組合
 県共済

山口県火災共済協同組合
〒753-0074 山口県山口市中央4丁目5番16号 3階
TEL:083-925-6370

元受団体
全日本火災共済協同組合連合会
〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町2-11-2

山口県火災共済協同組合

検索

取扱代理所

※本文書は自動車総合共済MAPの「ロードアシスタンス代車等諸費用特約」の概要を記載したご案内文書です。詳細につきましては重要事項説明書および自動車総合共済約款をご覧ください。また、必要に応じて取扱組合又は取扱代理所へお問い合わせください。